



第 287 号



- 全産廃連 第4回定期総会開催される
- 議員連盟設立準備会開催される
- 多摩支部だより 多摩環境事務所より5氏を招き研修会を開催
- 安全衛生研修会 ドライブレコーダ映像を活用した交通事故防止セミナー



一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

# 有明興業は、未来のエネルギーを創造します。

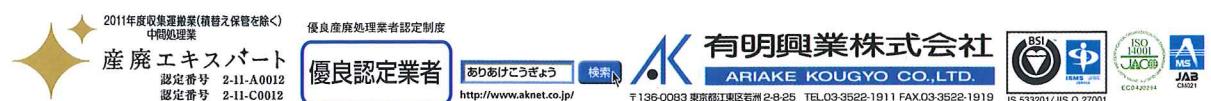
廃棄物から地球にやさしい燃料をつくりています。

これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO<sub>2</sub>排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



**次世代に贈る未来のために…**  
高精度選別再資源化システムによる

**リサイクル率90%以上を達成**

- ISO14001 (認証取得: 1999年5月)
- ISO39001 (認証取得: 2014年3月)
- OHSAS18001 (認証取得: 2003年10月)
- 平成25年度省エネ大賞中小企業長官賞受賞
- GPS・デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーによる車両運行管理
- 電子マニフェストシステムへの積極的対応
- 整備されたコンプライアンス体制
- 徹底した情報公開



**高俊興業株式会社**

詳しくはWebへ  
<http://www.takatoshi.co.jp>

本社 〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号 TEL.03-3389-8111(代) FAX.03-3228-0842  
市川エコ・プラント (高精度選別再資源化工場)  
〒272-0103 千葉県市川市本行徳1325-62 TEL.047-395-1878 FAX.047-399-5362  
東京臨海エコ・プラント (高精度選別再資源化工場)  
〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号 TEL.03-5755-8011 FAX.03-5755-8010  
技術開発研究所 東京臨海エコ・プラント内



[全産廃連]

**第4回定期総会開催され、当協会の高橋会長が理事を重任**

**26年度表彰は五十嵐常任理事、加藤商事株が受賞**

2

**議員連盟設立準備会開催される(6月13日) !!**

6

[多摩支部だより]

**多摩環境事務所より5氏を招き研修会を開催**

8

[安全衛生研修会]

**ドライブレコーダ映像を活用した交通事故防止セミナー**

10

[青年部だより]

**第2回定期総会で相川部長など新布陣決める  
勉強会「失敗しない産廃業者の選び方～現地確認の必要性とチェックポイント」**

12

[女性部だより]

**定期会開き新入部員会社紹介と  
「東日本大震災『被災地』報告」で講演**

14

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part81

7

協会の主な今後の日程

15

委員会報告 (中間処理委員会；破碎・圧縮分科会、医療廃棄物委員会、安全衛生推進委員会)

16

会員情報

17

新入会員紹介

18

全産廃連より 平成26年度産業廃棄物処理業従事者能力アップセミナーの開催のお知らせ

19

よろず相談 (法律・廃棄物の処理委託契約とリサイクル)

20

事務局だより・編集後記

24

表紙の言葉

18

## [全産廃連]

# 第4回定期総会開催され、当協会の高橋会長が理事を重任 26年度表彰は五十嵐常任理事、加藤商事株が受賞

公益社団法人全国産業廃棄物連合会は、平成26年6月13日(金)13時30分より、明治記念館(港区元赤坂)「蓬莱の間」に於いて、第4回定期総会を開き、平成25年度事業・決算報告及び任期満了に伴う役員改選の件について決議された。今年度の表彰では当協会から功労者として五十嵐和代常任理事が、また優良事業所として加藤商事株が受賞した。16時40分からは『笑いと健康』をテーマに、女流講談師・神田蘭氏による講演会が行われた。(取材 塩沢美樹)



総会風景

総会は定刻に開始され、まず、石井会長が挨拶に立ち来賓と出席者に対し謝意を述べた後、次のとおり挨拶した。「今回の総会は平成25年度における当連合会の事業活動の結果を報告するとともに、理事及び監事の任期満了に伴う役員選任を議案とする総会です。平成25年度は当連合会が公益法人に移行して第3回目の事業年度でした。公益社団法人はその名称が示す通り広く社会一般の利益を追求し、その利益の増進のために活動する組織であり、このような組織に相応し

い事業を行うことが第一の使命です。この考え方に則り、昨年度は公益法人改革に関わる法律・制度を重視する組織運営を行いつつ、当連合会が組織の目的として掲げる公益事業、具体的には適正処理、地球温暖化対策、人材及び優良事業者の育成、の3本柱の事業を展開してまいりました。

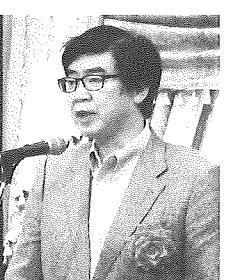
具体的な事業をいくつか紹介しますと、まず第1点目の適正処理の推進では、マニフェストシステムの普及啓発、災害廃棄物処理支援等に取り組むとともに廃棄



石井会長

物処理法の優良認定制度の普及促進を目的とした運用改善を国に申し入れ、それを実践してまいりました。次に第2の柱である地球温暖化対策では、同対策を当業界における重要課題の一つと位置づけ、実態調査や正会員協会ならびに会員事業者への情報提供等を行いました。最後の3つ目の柱である人材及び優良事業者の育成については、産業廃棄物実務者研修など人材育成のための各種研修事業を着実に実施してまいりました。このほか、資源循環を担う業界の将来を見据え、業法を含めた新方策の在り方等を議論するための組織体制の整備に着手してまいりました。この課題については、今年度から本格的な検討に入るべく準備を進めているところです。

正会員の皆さまにはこれから平成25年度の事業報告並びに決算案等の審議事項に係るご審議をお願いすることとしております。議案審議の終了後は平成26年度の事業計画及び予算についてご報告させていただきます。その後第2部といたしまして表彰式を執り行う予定です。これから長時間の総会になりますが、何卒慎重審議をお願いするとともに、皆さま方のご協力を賜りまして総会が無事終了することをお願い申し上げます。」



塙本課長

業廃棄物課課長・塙本直也氏は、「本日ご参集の全国産業廃棄物連合会、連合会の会員である都道府県産業廃棄物協会、そしてこれら協会の会員である産業廃棄物処理業者の皆さんにおかれましては、日頃より全国各地で産業廃棄物の適正な処理を進めておられます。これによって我が国の経済の発展と環境の保全と循環型社会づくりに大いに貢献していただいております。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

廃棄物行政における課題は多々ございますが、平成23年3月11日に起こりました東日本大震災で大量の災害廃棄物が発生しました。この処理につきましては、皆さまの多大なご協力もあり、福島県の一部を除いて平成26年3月末までに処理を完了いたしました。福島県の災害廃棄物につきましても、市町と連携し国の代行処理による支援などをっております。できるだけ早期の処理の完了を目指しております。全産廃連傘下の処理業者の皆さんにもこれまでのご協力に改めて感謝を申し上げますとともに、引き続き一緒にになって災害廃棄物の処理を進めていただきたいとお願いいたします。またこの災害廃棄物の処理を通じて様々な知見、経験を得ることができました。これらを活かして今後起こり得るといわれております首都直下型地震や南海トラフの巨大地震といった巨大災害に備え、平時から初動体制を含め、地方自治体や民間事業者の皆さんと密に連携してまいりたいと考えております。そして、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質により汚染された廃棄物の処理が、依然として

大きな課題となっております。放射性物質汚染対処特措法に基づき、福島県内の対策地域内廃棄物や、放射能濃度が8,000Bq／kgを超える指定廃棄物の処理について国として全力で進めております。その一方で、8,000Bq／kgを下回る廃棄物につきましても、通常の方法により安全に処理ができるとの周知を進めて、皆さまのご協力を得ながら処理を進めていきたいと思っております。

現在、なお年間4億トンの膨大な量の産業廃棄物が排出されております。最終処分場の残余容量は依然として逼迫していると認識しております。その一方で、不法投棄事案については年々減少しているという喜ばしい傾向にありますが、いまなお若干の事件が起こっており、厳格な対応が求められております。その一方で、世界的な資源需給の逼迫によりまして、金属などの有用資源の回収・再利用が進められております。低炭素社会の実現が求められる中で、廃棄物の処理に伴って発生する余熱からのエネルギー回収の推進などの温暖化対策にも取り組んでいく必要があります。海外に目を転じれば、アジア等途上国では経済成長に伴い、いま廃棄物の処理が大きな問題として浮上してきています。不適正な廃棄物処理によって人の健康が脅かされるといった事態も起きている場合があります。私たち日本の知見を活用して、国際協力を進めていく必要があると考えております。

昨年決定されました、第三次循環型社会形成推進基本計画におきまして、これまでの廃棄物の量に着目した施策に加え、

循環の質にも着目しております。特に、有用金属の回収、安全・安心の取組強化、循環産業の海外展開支援等を重点課題に位置づけております。昨年4月からは小型家電リサイクル法が施行されました。リサイクルを実施する事業者を国が認定し、市町村の参加も得て着実に処理の体制が強化されているところです。またPCB廃棄物につきまして、安定器などの汚染物の処理を安定的に行う必要性から各方面と調整を進めてまいりました。平成37年度末までに処理完了をするという計画を決定しました。今後、PCB処理を一日でも早く終わらせるために国としても全力で取り組んでいきますから、皆さま方、産廃処理業者のお力も是非お借りしたいと考えております。

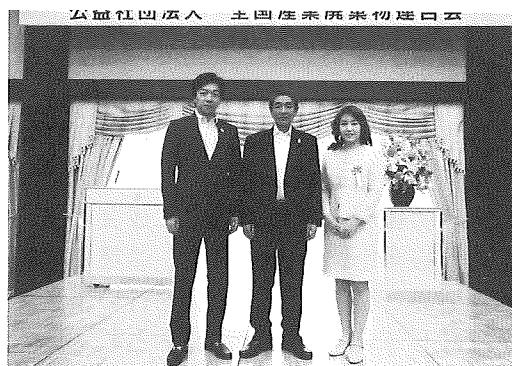
平成22年の廃掃法改正では優良産廃処理事業者の認定制度を入れさせていただきました。認定事業者数は順調に増加し、まもなく800社に届こうとしております。許可期間の延長に加え、環境配慮契約法の対象として産業廃棄物の処理に係る契約を追加しました。優良認定を受けた処理事業者が、政府調達あるいは地方公共団体の調達において有利になる仕組みを導入いたしました。今後ともこの浸透を図り、優良事業者の皆さまを国として支援していきたいと考えているところであります。」と挨拶した。

この後、総会の議案審議に入ったところ、衆議院議員・丹羽雄哉氏が到着したため、審議を一時中断した。丹羽氏は産業廃棄物対策議員懇話会会長で、同日午前に開催された産業資源循環議員連盟設立準備会の代表発起人。丹羽氏は「私ど

もは、産業廃棄物の問題につきまして、これまで議員懇話会という形で活動してまいりましたが、産業廃棄物をめぐる環境が変わってきているし、ここでもう一度出直して議員連盟を作ろうではないかということで、準備委員会をやらせていただいたわけです。秋には正式に発足させて、皆さま方の応援団として頑張っていく決意ですので、どうぞ皆さま方のご支援を心からお願い申し上げます。」などと挨拶した。

\* \* \*

総会では、はじめに事務局より正会員の出席状況について、正会員総数47、出席正会員数47であるので定款第19条の規定に基づく定足数を充足し、本総会が有効に成立したことが報告された。石井会長の指名により、小田島繁信氏（一般社団法人新潟県産業廃棄物協会会長）が議長に就任し、議事録署名人を指名した後、第1号議案の平成25年度事業報告並びに決算案について審議され、異議なく承認可決された。続いて、第2号議案の任期満了に伴う役員改選の件につき、理事候



高橋会長（中央）を囲んで五十嵐氏（右）・加藤氏（左）

補者25名及び監事候補者3名が議場に詰られ、満場一致で原案通り承認可決された。この決議により、当協会の高橋会長が引き続き理事に選任された。

続いて、平成26年度事業計画及び収支予算に関する件について資料に基づき説明が行なわれ、総会議事を全て終了した。

\* \* \*

総会終了後に行われた表彰式では、当協会から、功労者として五十嵐和代常任理事（株）五十嵐商会 代表取締役）が、また優良事業所として加藤商事（株）（代表取締役 加藤宣行氏）が受賞した。

\* \* \*

16時40分から、女流講談師の神田蘭氏により『笑いと健康』をテーマに講演が行われた。昨今は様々なメディアを通して「笑い」が健康に良いことはよく知られているが、「笑顔」は自らの運命を切り拓くという内容で、俗に「玉の輿」の語源との一説がある桂昌院「お玉」の講談が披露された。江戸時代、京の八百屋の娘が、その愛嬌の良さを気に入られて武家に奉公した後大奥へ入り、3代将軍徳川家光の側室となり、ひいては5代将軍綱吉の母にまで出世したという。人は「笑顔」を作るだけで脳が「楽しい」と認識し、免疫力が高まるという研究結果もある。たとえ気分が落ち込んでいても笑顔でいれば、健康になるだけでなく、気持ちが上向きになり、きっと運命も好転するはずと説いた。神田氏が日頃から実践しているという「笑顔の作り方」を実演し、聴衆も参加して顔のストレッチを練習するなど、会場は大勢の笑顔に包まれていた。

## 議員連盟設立準備会開催される（6月13日）!!

6月13日(金)午前、自由民主党議員連盟設立準備会が、国会前の憲政記念館において開催された。産業廃棄物業界に関連した議員連盟はこれまでになかったことから、自民党環境部会において、これまでの産業廃棄物対策議員懇話会を発展的に解消し、新たに「産業・資源循環議員連盟（仮称）」を設立すべく準備会の開催となった。全国産業廃棄物連合会の定期総会当日ということもあり、石井・連合会会长をはじめ、関東地域を中心に全国の産廃協会から34名が参加。東京都産業廃棄物協会からは、高橋会長、古川専務理事、加藤常任理事が参加。

片山さつき・自民党環境部会長の開会挨拶のあと、代表発起人で旧懇話会会长の丹羽雄哉議員（衆）、元環境大臣の鈴木俊一議員（衆）、石井・連合会会长、國中・連合会政治連盟理事長などの挨拶があり、設立総会の日程を速やかに決めることが確認され、竹下亘・自民党组织本部長の閉会の挨拶で準備会は閉会した。

参加予定者は衆参合わせて30名弱ということであったが、今後さらに増えるという。東京からは大西英男議員（衆）が出席し高橋会長と挨拶を交わしたが、中川雅治議員（参）は国会審議中でやむなく欠席となった。

設立準備会では、前日の6月12日に自民党環境部会決定の「環境関係業界育成のための提言」が配付された。産業廃棄物処理業の課題を次の8点に整理

①業界の優良化：育成制度を充実させ、優良事業者が安心して活動できる環境づくりも重要

### ②リサイクル

再生品が利用者のニーズや要求品質を満たすよう一層の努力

### ③建設廃棄物

廃コンクリート等を再生した再生材の滞留が問題。廃コンクリート、建設汚泥等の再生材の利用の拡大・確保が必要

### ④低炭素社会の実現

中小企業でも、一層の省エネ、発電、熱回収等を進める

### ⑤海外への事業展開

国内の産廃の排出量の減少が見込まれる中で、適正処理のニーズが高いアジア等への事業展開が必要

### ⑥巨大災害等に起因する膨大な廃棄物の処理

膨大な災害廃棄物の処理体制の構築が必要。産廃処理業者が、その経験と技術を生かして膨大な災害廃棄物の処理に一層効率的に関われるよう、既存の規制や手続きの改善・簡素化が課題

### ⑦安全衛生

爆発・火災事故が起きており、一層の安全確保に努めることが重要

### ⑧税制

軽油引取税の課税免除の特例など、中小企業が多い業界を支えている重要な制度の維持が課題

今後の取り組みとして、「産業廃棄物処理業界が今後のわが国のグリーン成長を担う循環型・低炭素産業に成長していくよう振興を図るために、産業廃棄物処理業界と密接に意見交換を行い、業界を支援していくことが必要」としている。

(専務理事 古川)

## 身近な「ヒヤリ・ハット」事例

Part 31

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	現場で	作業中	雨の日、荷台から降りる時タラップで滑りそうになり、怪我をしそうになった。	滑り止めテープが剥がれかかっていたのでしっかり張り直した。
2	高速道路で	走行中	高速道路でデジタコの操作ボタンを見ていたらスピードが落ち、後ろの車にクラクションを鳴らされヒヤリとした。	発進する前に操作し、運転中はよそ見をしないように注意する。
3	一般道路で	坂道発進時	臨時の車で運転中、ブレーキをかけずに坂道で止まっていたら車が少し後ろに下がった。	いつもと違う車で運転する際は特に忘れずにフットブレーキとサイドブレーキをかけるなど、注意して運転する。
4	一般道路で	交差点進入時	交差点で信号が青になった時に右折しようとハンドルを切っていた時に自車の右後ろからバイクが割り込み右折してきた為、接触しそうになった。	急に割り込まれても焦らずに済むよう、周囲の状況に常に気を配りながら運転するよう心掛ける。
5	一般道路で	走行中	荷台に積載されているベニヤ板が不安定で落下しそうになった。	ロープ掛け、シート掛けをしっかりと行うよう心掛ける。
6	一般道路で	走行中	交差点で信号無視して歩行者が横断してきたため、接触しそうになり、急ブレーキを掛けた。	常に危険を予測した「かもしれない」運転を心掛ける。
7	一般道路で	走行中	8.0m積みで運搬中、狭い道で足場運搬車両とすれ違った際、金属音でヒヤリとして、とっさに急ブレーキを掛けてしまった。	狭い道で車両とすれ違う際は、対向車に先に道を譲ってから走行する。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

多摩支部だより

## 多摩環境事務所より5氏を招き研修会を開催

東京都産業廃棄物協会多摩支部は、平成26年6月5日(木)14時30分から、たましんRISURUホール(立川市錦町)に於いて多摩支部会・研修会を開催し、終了後は「無門庵」(立川市錦町)にて懇親会を開いた。

研修会には、東京都多摩環境事務所廃棄物対策課から渡邊昇課長、田中修司規制指導係長、佐々木仁規制担当係長、櫻井聖二審査係長、藤橋純夫審査係主任の5氏を招き、「多摩地区における最近の指導状況」「八王子市の中核市移行に伴う権限移譲」について聴いた。(取材 塩沢美樹)

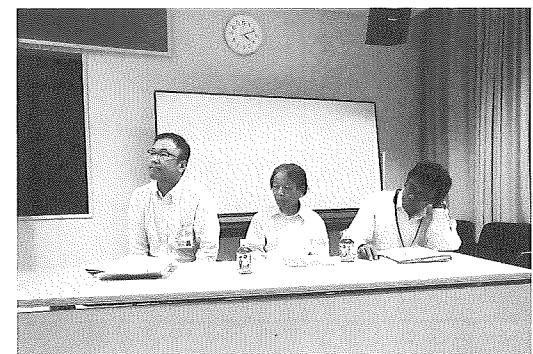
### [支部会]

横手事務局長の司会で開始された。赤石支部長が開催挨拶に立ち、支部会に先立って行われた幹事会において、新たに教育研修委員会(委員長:伊藤幹事)とコミュニケーション委員会(委員長:有吉幹事)を設置することが報告された。多摩支部は昨年、設立20周年の区切りを迎えるこれまで継続してきた研修会及び施設見学会等、主要な支部活動の進化を図る狙い。なお、今年の施設見学会は、10月3日(金)~4日(土)に都筑鋼産(株)館林工場を予定している。

### [研修会]

研修会は伊藤幹事の司会で開始され、加藤副支部長の挨拶に続き、本年4月に廃棄物対策課長に就任した渡邊昇氏が挨拶に立ち「東京都では東京都廃棄物計画を策定し、3R施策の促進、廃棄物の適正処理の促進、静脈ビジネスの促進の3つを主要施策として取組んでいるところです。こうした施策を効果的に推進するために、廃棄物対策部を今年度より資源

循環推進部に組織改正し、対外的にも資源循環社会の構築に向けて、より一層皆さまと十分な連携を図りながら、様々な施策を推進してまいりたいと思っております。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたり、その建設工事に伴う廃棄物の対応など、開催まで様々な課題が想定されます。廃棄物のリサイクルや適正処理をより一層進め、東京が循環型社会を実現し、廃棄物分野においても世界に誇れる、世界の都市の模範となる取組みを進めていくためには皆さまのご協力が必要不可欠です。東京都産業廃棄物協会多摩支部の皆さまには今後ともこれまでと同様のご



左から渡邊課長、藤橋主任、櫻井係長

協力、お力添えをいただければと存じます。」と述べた。

### ●多摩地区における最近の指導状況

(規制指導係長 田中修司氏)

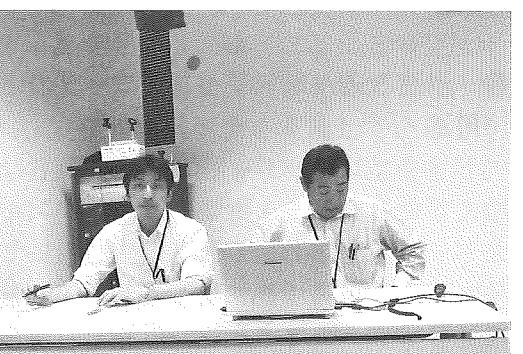


多摩環境事務所が昨年取り組んだ実績件数、不法投棄事案や行政処分の事例等が紹介された。

昨年度の立入り件数は約1,300件、内訳は不適正保管や不法投棄等の懸案現場404件、解体現場309件、焼却施設266件、施設関係208件、苦情対応64件、野焼き49件であった。

文書による行政指導については、指示書の交付件数が44件、その内訳は許可業者28件(保管量の適正化・委託基準の遵守・解体現場での車両表示の不備、車両の許可証写しの不携帯等)、無許可業者・排出事業者16件(解体現場での車両の表示の不備、マニフェスト記載事項の不備等)であった。警告書の交付は無許可業者への1件のみであった。

苦情受付のうち主なものは騒音・振動・悪臭が24件、保管基準違反・許可条件違反が12件(野積み等)で、苦情のはほとんどは臭い、ほこり、騒音、振動に關



左から佐々木係長、田中係長

することが多く、連絡が入るとその都度、立入り指導をしている。近くに住宅のある施設や駐車場をお持ちの方は注意してほしいとのことだ。

相談受付件数は151件あり、一昨年の51件から3倍に増えた。主な内容は、法律の解釈51件、品目の問合せ23件等となっている。

行政処分は1件発生した。これは、アスベスト等を含む産業廃棄物を不法投棄した事案で、投棄の実行行為者は逮捕され、新聞等でも報道された。多摩地区においては、行政処分がここ数年、毎年1~2件ずつ続いている。

最後に、今後も引き続きパトロールや施設への立入、解体工事への立入等に取組んでいくとのことだ。

### ●八王子市の中核市移行に伴う権限移譲について(審査係長 櫻井聖二氏)

八王子市が平成27年4月1日に中核市に移行することが決定し、現在、都と八王子市で業務の移行について話し合いが進められている。都の独自事業、即ち第三者評価制度、報告公表制度、実績報告、特管責任者の届出等が継承されるかどうかについては、一部、引き継ぐ意向が八王子市から示されているが、詳細は調整中とのことだ。

また、八王子市では、廃棄物条例を改正し、廃棄物処理施設設置に係る手続きとして住民説明会を義務付ける等4点が盛り込まれる予定であることなどが説明された。

## 【安全衛生研修会】

### ドライブレコーダ映像を活用した交通事故防止セミナー

安全衛生推進委員会は、平成26年6月25日(水)15時00分から、東京海上日動火災保険株本館11階第4会議室（千代田区丸の内）において『ドライブレコーダ映像を活用した交通事故防止セミナー』を実施した。講師は、東京海上日動コンサルティング株自動車リスク事業部主任研究員の大谷馨氏。開会にあたり伊藤委員長は「車両の運行管理や事故対応には、どの産廃収集運搬業者も苦心されていることと思う。本日はその専門家の方からドライブレコーダの活用方法を聴き、是非自社の交通事故防止に役立てていただきたい。」と挨拶した。50名を超える受講者が集まり、本テーマへの関心の高さが伺えた。（取材 塩沢美樹）



#### ●交通事故防止活動の考え方と実際

一般的に企業での交通事故防止には①抑止（運転モラルの形成）、②防止（ヒューマンエラーの防止）、③改善活動（①②を継続させる企業内の体制）の3つが必要である。しかし、実際には抑止教育や事故時の制裁が重視され、ヒューマンエラーの防止に取り組む企業は少ない。

ドライバーへの抑止教育に偏重すると、具体的な注意や確認事項が企業内で共有されず、ドライバー個人の判断や対応力に委ねられることになる。個人の判断力



講師の大谷氏

にはバラつきがあるため、結果として事故につながってしまう。また、事故防止活動には手間とノウハウが必要であることから、警察や損保会社に研修を丸投げすることで代えてしまう企業も多いようだ。

#### ●一步踏み込んだドライブレコーダの活用法

ドライブレコーダを導入する事業者は増えているものの、衝撃の強い「インパクト」画像を抽出して教育に使用、ヒヤリマップの作成、ヒヤリハット画像の多いドライバーに対する個別指導といった使い方が一般的で、抑止指導の側面が重

視され、防止指導が十分に行われていないのが現状である。

そこで、具体的にどのような使い方をすれば、ヒューマンエラーを防げるのだろうか。大谷講師が提案する、一歩踏み込んだドライブレコーダの活用法とは、事故分析と同じ観点でヒヤリハット画像を解析して抽出する方法だ。

まず、自社で比較的多く発生している事故を分析してパターンを見つけ出す。次に収集したヒヤリハット画像の中から、事故パターンと類似するものを抽出する。画像の収集方法は、ヒヤリ行動の多いドライバーではなく平均的な運転行動をとっているドライバーを対象に、3台のドライブレコーダを2週間程度設置すれば、その企業のリスク（ヒヤリハット）を体系的に収集することができるそうだ。

こうして抽出したヒヤリハット画像を研修に活用する。ドライバー自身が客観的にその場面を見ることで、「抜け落ちた注意確認」は何かをドライバー自身に考えさせ、社内共通の注意・確認行動を具体化することが可能となる。

#### ●ドライブレコーダ活用コンサル

このように、ドライブレコーダからヒヤリハット画像を収集して教材を作成することは、自社では困難な場合もあるだろう。そこで、東京海上日動コンサルティング株では、顧客ごとにその会社オリジナルの交通安全教育テキストを作成し、安全教育講習会を実施しているそうだ。事故の発生状況や現場の課題をヒアリングで把握し、カメラ付きドライブレコーダを設置して日常の運転画像からヒヤリハット画像を抽出する。この教育テキストを使って、ドライバーに考えさせれる参加型の危険予知訓練や、朝礼時のミ

ニ講習会などを実施しているとのことだ。同社の分析によると、コンサル実施後の事故削減実績は、車両保有台数30未満の事業者では、事故発生率で平均43%（100台以上の事業者では16%）の改善がみられたそうだ。

本セミナーの後半では、同社の危険予知トレーニングが実演された。日常業務に潜む危険なパターンを①信号無交差点、②信号有交差点、③直進路・カーブ、④駐車場・構内の4つに分類した映像が流れ、「この映像の先にどんな危険が考えられるか」を受講者が回答する“受講者参加型”的講習となっていた。

\* \* \*

セミナー終了後の質疑応答では、「ドライブレコーダを導入する際のポイントは？」（回答：現在100機種以上が市販されているが、簡易型・標準型・運行管理連動型の3つに大別される。自社の活用目的に合ったものを選択することだ。また、教育に活用したい場合は、ソフトウェアの機能と使い勝手を、導入前によく確認することが重要だ）等の質問や、「設置しただけですぐに使えると思っていたら、自分で色々と設定をしなければならない機種だったので、導入時には確認が必要だ」といった体験談が出されていた。

ドライブレコーダは、これまでドライバー自身と同乗者しか知らない運転状況を、管理者が客観的に把握することのできる画期的なツールであるが、ただ設置しただけでは何も変わらない。教育・研修を繰り返し、「意識付け」にとどまらず「習慣化」することが重要であるので、是非、自社の安全教育に活かしてほしい。

## 第2回定時総会で相川部長など新布陣決める 勉強会『失敗しない産廃業者の選び方～現地確認の必要性とチェックポイント』

平成26年6月6日(金)15時より、一般社団法人に移行してから第2回目の青年部定時総会が協会会議室において開催された。矢部幹事が司会を務め、大崎幹事の開会宣言の後、有吉部長より部長挨拶があった。次いで有吉部長が議長席に着いた。石原幹事より定足数の報告があり、青年部員64名のうち、総会出席者39名、委任状14名で合計53名となり、総会は有効に成立した。総会終了後は、(合)リバースシステム研究所代表の上川路宏氏を招き、勉強会を開催した。



相川新部長（前列右から3人目）を囲んで役員の面々

第1号議案「平成25年度事業報告承認の件」と第2号議案「平成25年度収支決算報告承認の件」が、石田幹事より上程され、承認可決された。続いて、森監事より「平成25年度監査報告」があった。

次に、第3号議案「平成26年度事業計画案承認の件」と第4号議案「平成26年度収支予算案承認の件」が吉野副部長から上程され、承認可決された。

ここで、第5号議案「青年部規約の一部改正案承認の件」を高橋幹事が上程した。旧規約では「第7条 任期」を「役

員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、任期中に第4条1項にある年齢制限を迎えたときは、任期満了時まで引き続きその職務を行うものとする。」「2.顧問・相談役の任期は最長4年とする。」としていたが、新規約では2項を削除した。無事、承認可決され、総会当日より施行された。

第6号議案「任期満了に伴う役員改選の件」については、全役員が任期満了により改選されることとなった。まず、選考委員の濱松氏、森氏、清水氏、寺島氏、蓮沼氏らは別室に移動し、協議の結果、役員候補者21名を選出し、議長が本案について諮ったところ原案どおり承認可決された。続いて新役員は役員会を開催して各役職について協議し、部長に相川和政氏（ティー・ビー・ロジスティックス株）、副部長に吉野 猛彦氏（都清掃株）、石田 太平氏（株太陽油化）、高橋

潤氏（高俊興業株）、矢部 要氏（丸順商事有）、大崎 秀也氏（株三凌商事）、幹事に畠山 孟賛氏（株日成ストマック・トーキョー）、石原 勝次氏（大興運輸倉庫株）、森 雅裕氏（株ハチオウ）、比留間 宏明氏（比留間運送株）、河相 英介氏（東京ボード工業株）、岩瀬 博樹氏（野村興産株）、渡辺 篤氏（株環境テコム）、助川 朋寛氏（ワイエム興業株）、松嶋 寿延氏（株リスト）、相談役として有吉 嘉一郎氏（株東京スタンダードサービス）、加藤 宣行氏（加藤商事株）、濱松 直親氏（株東亜オイル興業所）、顧問として井上 弘之氏（東京ボード工業株）、監事として吉本 花子氏（日栄産業株）、尾崎 俊也氏（アースサポート株）を決定し報告した。

選任後、新部長の相川氏は挨拶の中で「今まで、青年部役員として『縁の下の力持ち』的な役割を担ってきました。それはこれからも変わりませんが、新しく選任された役員全員が一丸となって、部員の皆さんのが役に立つような部活動を企画立案すべく努力していきますので、ご協力ください」と抱負を述べた。



上川路講師

花形幹事が閉会宣言を行い、総会は無事閉会した。  
休憩後、合同会社リバースシステム研究所代表の上川路 宏氏を講師としてお招きし、勉強会『失敗しない産廃業者の選び方～現地確認の必要性とチェックポイント』を開催した。上川路氏は1978年に積水ハウス株に入社後、産廃物適正処理推進責任者等を歴任され、2011年に独立、開業。

以来、早稲田大学循環型環境経済共創システム研究所・招聘研究員や『産廃経営塾』講師等で活躍されている。以下、勉強会の概要である。

不法投棄実行者の傾向として、排出事業者と許可業者の不法投棄は発覚しやすい。個人的かつ出来心で行うので、摘發が比較的容易であり、規模も比較的小さい。しかし許可業者と無許可業者が行う場合、組織的かつ確信犯なので、発覚しにくい。摘發が難しい上、規模が大きく、環境破壊と社会的影響が非常に大きくなる。廃棄物の定義も、排出事業者の立場からすると、廃棄物とは「原則として不要と判断し、廃棄すると決めたもの」であり、「有価売却できるものは購入業者と直接取引する」ものである。法律上の定義とは異なり、主観的意図で決められるため、あやふやになりがちである。不法投棄のリスクを回避するためには、適切な契約書の締結、適切なマニフェストの運用、適切な処理委託先の選択をしなければならない。その際、中間処理後の廃棄物の最終処分先の管理、契約書記載内容との整合性が取れているか、マニフェストの回収管理はどうするのか、しっかりとチェックが必要だ。適正な処理業者の選び方として、優良性評価認定制度や各自治体の評価制度があるが、地域差と排出事業者の管理レベルによる差異が出てきてしまう。排出事業者自らが、判断基準を有することが重要である。優良許可業者の選択のポイントは、書類確認と面談、加えて現地確認を怠らないことだ。

(日栄産業株) 吉本花子 記)



## 女性部だより



### 定例会開き新入部員会社紹介と 「東日本大震災『被災地』報告」で講演

6月の定例会は、新入部員の会社紹介と講演の二本立てで部内勉強会を開催致しました。

まずは会社紹介、(株)リーテム：陶山純子さんです。国際貢献を目標にし廃棄物の再資源化と環境マネジメントの両面から取組んでいらっしゃるそうです。また、照明デザイナーが手掛けた東京都内のライトアップスポットを巡るツアーとして



陶山さん



片山さん

『東京ゲートブリッジ』『東京駅』『東京スカイツリー』と並び、東京工場もプレミアムツアーコースになったそうです。

次に東京臨海リサイクルパワー(株)：片山樹里さんです。東京電力(株)のグループ会社であり、適正処理を通じてマテリアルリサイクルを実現し、焼却時に発生する廃熱を利用して発電を行うサーマルリサイクルをされ、循環型社会の構築に貢献されているそうです。

続いてはムゲンシステム(株)：伊藤美智子さんによる「東日本大震災『被災地』報告」です。ムゲンシステム(株)さんの釜

石環境技術センターは東日本大震災で被災されました。津波よりも引き波が強く、2階建ての事務所が流され、誰のものともわからない車が流されてきました。そんなひどい状況の中、会社の看板が裏山に引っ掛かっていたのを社長が発見され、伊藤さんご自身の気持ちは下向きだったそうですが、社長は「ピンチはチャンス！」と新しい会社『(株)銀河エナジー』を立ち上げられ、釜石市の災害廃棄物を、地元の仮設住宅に住んでいる方々や被災して仕事が出来ない人達と共に、阪神大震災の時に活躍した業者のノウハウを生かした現場で選別作業をされているそうです。

今回のお話を伺い、月日がたってもやはり何か東北の方々に出来る事はないかと強く思いましたが、伊藤さんは「自分がやりたい事をすればいい」とおっしゃってくださいました。『絆(つなが



講師の伊藤さん

り)』という言葉がありますが、英語では『ボンド』と言うそうです。ボンドのように強力でなくても『のり』で充分。「軽いノリでいいんじゃない」とステキな笑顔で語ってくださった伊藤さんの言

葉に、改めて気持ちを大事に考えようと思えるようになりました。忙しい中、依頼に応じてくださった伊藤さんに、この場をお借りして感謝したいと思います。

(有明興業(株) 横山民江 記)

### ～協会の主な今後の日程～

(平成26年7月1日現在)

月	日	曜日	行 事 予 定	備 考
7	8	火	全産廃連；(正副会长会議12:00～) 第20回理事会 13:30～	全産廃連会議室
	9	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
			常任理事会 13:30～／第12回理事会 14:30～	協会会議室
	11	金	青年部 幹事会 14:00～	協会会議室
	15	火	法制度検討委員会 15:00～	協会会議室
	16	水	建設廃棄物委員会；神奈川県協会・建設廃棄物特別委員会との情報交換会 15:00～	横浜情報文化センター
	17	木	女性部 幹事会 13:30～／勉強会 15:00～	協会会議室
	18	金	医療廃棄物委員会 15:00～	協会会議室
	22	火	協会役員と新入会員との懇談会 11:00～／常任理事会 13:30～	協会会議室
	25	金	全産廃連；青年部協議会 第15回通常総会 16:00～	青山ダイヤモンドホール
8	1	金	全産廃連；第1回全国正会員事務局責任者会議	アジュール竹橋
	6	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
	7	木	安全衛生推進委員会 15:00～	協会会議室
	22	金	収集運搬委員会 15:30～	協会会議室
9	10	水	常任理事会 13:30～／ 第13回理事会 14:30～	協会会議室
	25	木	中間処理委員会 破碎・圧縮分科会 15:00～	協会会議室
10	3	金	多摩支部 施設見学研修会	
	4	土	↓	
	15	水	全産廃連；第21回理事会	全産廃連会議室
	16	木	安全衛生研修会 13:30～	エッサム神田ホール
	24	金	平成26年度国内外処理施設見学研修会	
	25	土	↓	
	28	火	総務委員会 14:00～／常任理事会 15:00～	協会会議室

## 委員会報告

### 中間処理委員会；破碎・圧縮分科会（山本リーダー）

平成26年6月16日15時より11名の委員にて開催された。

処分場の確保については、依然として焼却及び埋立ての受入先が確保しづらい状況にあることに変わりないこと、また、都内の廃棄物は、その多くが他県へ搬出されているが、県によっては受入れ制限があったり、市町村独自条例等に留意しなければならないなどの情報交換がなされた。8月の協会と東京都環境局との適正処理懇談会で議題に取り上げてもらうよう、中間処理委員会に依頼することとした。

次回は、9月25日(木)15時より協会会議室にて開催する。

### 医療廃棄物委員会（五十嵐委員長）

平成26年6月24日(火)15時から、7名の委員により開催された。

3月に開催された医療廃棄物勉強会の参加者数・アンケート結果等の報告があり、25年度から採用しているディスカッション形式の勉強会が好評なので今度も続けていく事になった。

次に26年度の活動計画が話し合われ、7月・10月・1月・2月・3月に委員会、9月に他県の協会の医療廃棄物委員会と意見交換会、11月に行政とのディスカッション形式の勉強会を開催する予定とした。

次回の委員会は7月18日(金)15時から開催する。

### 安全衛生推進委員会（伊藤委員長）

平成26年6月25日(水)17時より8名の委員によって開催された。

議題は①8月又は9月の安全衛生推進委員会の日程について、②10月開催の安全衛生研修会について、③中小企業事業場安全衛生サポート事業（集団支援）についてであった。

研修会については10月15日(水)又は16日(木)のどちらかの日程で東京労働局と相談し、決定する。講師は成田地方産業安全専門官にお願いすることとし、研修内容に関しては、次回の委員会で打合せの上、東京労働局と相談することとなった。また、中小企業事業場安全衛生サポート事業（集団支援）の案内について事務局長より説明があった。来年2月の開催をめどに集団支援の研修会の準備を進めたいということでお話をまとめた。

最後に、伊藤委員長より「ヒヤリハット事例」についてこれまでに蓄積している事例を広報委員会と協力して一冊にまとめたいという案が出ており、検討することとなった。

なお、次回委員会は8月6日(火)又は7日(木)に開催する予定である。

## 会員情報

### 〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

- ・掲載は届出順
- ・社名下のカッコ内は会員番号
- ・変更内容に表示してある頁数は会員名簿（平成24年8月31日発行）の掲載頁

#### 株鈴与グリーンライン

172・221ページ

(No.3189) 【旧代表者名】代表取締役 黒岩 隆

【旧住所】〒424-0924 静岡県静岡市清水区清開3-117-7



【新代表者名】代表取締役 榎本 恵自

【新住所】〒424-0924 静岡県静岡市清水区清開3-4-21

#### 東京臨海リサイクルパワー(株)

82・187ページ

(No.4189) 【旧代表者名】代表取締役 尾中 郁夫



【新代表者名】代表取締役 谷島 聰

#### 前田金属工業(株)

126・127ページ

(No.7084) 【旧代表者名】代表取締役社長 前田 正明



【新代表者名】代表取締役社長 前田 聰一郎

#### 総合商社 桂商店(株)

58・59・182ページ

(No.3193) 【旧住所】〒134-0013 東京都江戸川区江戸川6-42-18

【旧電話番号】03-3689-0639



【新住所】〒131-0042 東京都墨田区東墨田2-21-5

【新電話番号】03-6231-9211

【新FAX番号】03-6231-9865

#### 株木下フレンド

153・208ページ

(No.2018) 【旧住所】〒359-0012 埼玉県所沢市大字坂之下1142



【新住所】〒359-0023 埼玉県所沢市東所沢和田3-1-10

#### 鹿島環境エンジニアリング(株)

111・193ページ

(No.1105) 【旧代表者名】代表取締役社長 亀岡 哲夫



【新代表者名】代表取締役社長 雨森 司瑞利

**日進エコシステム(株)**

代表取締役 高野 和行

産業廃棄物収集・運搬業（積替え保管を除く）

〔汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、動物の死体（石綿含有産業廃棄物を含む）〕

特別管理産業廃棄物収集・運搬業（積替え保管を除く）

- ① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
- ② 廃酸（pH2.0以下のもの）
- ③ 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）
- ④ 感染性産業廃棄物
- ⑤ 特定有害産業廃棄物 ア. 金属等を含む廃棄物 \*別表省略

〒108-0073 東京都港区三田3-14-13 メゾン富士ビル4B

☎03 (5476) 6390

**(株)東立テクノクラシー**

代表取締役 犬飼 健人

- |      |   |
|------|---|
| 賛助会員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物収集運搬業/処分業（中間処理・埋立） *愛知県知事許可他</li> <li>・計量証明業</li> <li>・汚染土壤処理業 *愛知県</li> </ul> |
|------|---|

〒488-0032 愛知県尾張旭市晴丘町池上81-2

☎0561 (52) 1136

**表紙の言葉**

- 今月の写真：フウライウオ [カミソリウオ (剃刀魚)・ノコギリフウライウオ  
学名: Solenosomus cyanopterus 英名: Short-bodied pipe fish]
- 撮影者：阿部 秀行氏
- 撮影地：インドネシア (ラジャーアンパット) 水深：15m
- 撮影者コメント：フウライウオは従来は色や形が違うためカミソリウオ・ノコギリウオ・フウライウオと呼ばれていましたが、それらは同種であることが確認されています。生息区域は房総半島以南、インド・西太平洋域で、大きさは15cmほどです。タツノオトシゴのように魚には見えませんが、親戚関係にあり魚に分類されています。それぞれの個体は、ちぎれた海藻に化けてフーラフーラと波間に漂っています。見事な擬態ですが、5cm以上の大きさがあるので、この魚の形さえ頭にインプットしておけば、探すのは案外簡単です。だいたい、岩礁傍の砂地や砂利場のような、海藻のかすが漂っているような場所に、1匹か2匹で漂っています。今回の個体は、周囲の薄緑色の海藻に擬態しています。頭部をやや下に向け、波の動きに合わせて漂うように泳いでいます。

**平成26年度産業廃棄物処理業従事者能力アップセミナーの開催のお知らせ**

（公社）全国産業廃棄物連合会では、標題のセミナーを開催いたしますので、ご案内申し上げます。なお、このセミナーは、各都道府県等の人材育成支援制度や継続学習制度（CPDS。ただし現業管理コースのみ）、その他CPD制度に活用できます。

**1. 目的**

営業コースは、産業廃棄物処理に係わる自社の廃棄物処理の流れを法的な裏付けとともに説明でき、顧客の事業内容や業務構造を理解した上で、的確な提案を行う能力を養成します。

現業管理コースは、処理（リサイクルを含む）、設備整備、安全管理等に関する基本的な知識を網羅し、その上で柔軟かつ迅速な操業管理・進捗調整を実施・検証できる能力を養成します。

**2. 受講対象者**

産業廃棄物処理の現場に携わり、業界の様子をひと通り理解している従業員（3～5年程度以上の業務経験）の更なるステップアップを目指す方を対象としております。

**3. 研修内容**

いずれのコースも、参加者自身が作業を行う個人研究とグループワークを中心とするカリキュラムで構成しています。

また、すべての科目を受講し、研修会を修了された方には、修了証を交付いたします。

	営業コース	現業管理コース
講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産廃処理事業の経営戦略と 社員への期待（仮題）</li> <li>・営業社員の基本的役割</li> <li>・マーケティングの基本</li> <li>・プレゼンテーションの基本</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産廃処理事業の経営戦略と 社員への期待（仮題）</li> <li>・操業管理、設備保全、原価管理</li> <li>・プレゼンテーションについて</li> <li>・安全衛生管理概論</li> </ul>
グループワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社紹介</li> <li>・顧客情報チェックシートの作成</li> <li>・ケーススタディ、グループワーク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社紹介</li> <li>・自社施設における安全風土づくり</li> <li>・ケーススタディ、グループワーク</li> </ul>

**4. 開催日程**

## ◎営業コース

開催日	開催地	会場名	定員
平成26年10月 2日～ 3日	東京	連合会会議室	各会場 30名
平成26年10月23日～ 24日	名古屋	吹上ホール	
平成26年12月 4日～ 5日	東京	連合会会議室	
平成26年12月11日～ 12日	大阪	大阪商工会議所	

## ◎現業管理コース

開催日	開催地	会場名	定員
平成26年10月30日～ 31日	大阪	大阪商工会議所	各会場 30名
平成26年11月13日～ 14日	名古屋	吹上ホール	
平成26年11月26日～ 27日	東京	連合会会議室	

**5. 受講料**

32,400円（税込・テキスト代含む）

**6. 受講申込・問合せ先**

（公社）全国産業廃棄物連合会HP (<http://www.zensanpaisen.or.jp>) をご覧頂くか、事業部／能力アップセミナー担当・横山（TEL 03-3224-0811）までご連絡下さい。



弁護士  
芝田 稔秋

法律相談

廃棄物の処理委託契約とりサイクル

### 【事案】

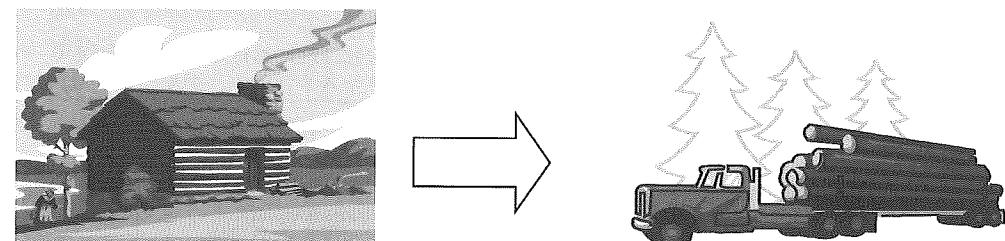
木くずなどの中間処理業者乙から、下記のような質問を受けた。

丸太で作った別荘の持ち主から解体を依頼された解体業者甲が解体した廃材を、木くずの中間処理業者（破碎処理）乙に、チップ化処理を委託するとして持ち込んだ。

解体廃材は、丸太がきれいな状態のものが8割ぐらいあった。

それを知った牧場主丙が、チップにするのはもったいない、牛舎の新設とか補修工事とか、牧草地内にある小川や溝に架ける橋などに使いたいから、丸太のままで売ってくれと申し出ってきた。

乙は丙に、チップにしないで、丸太のままで売却してよいか。



### 《どんな問題があるか》

① 中間処理業者乙は、解体業者甲から産業廃棄物である「木くず」としての「丸太」をチップ化することの委託を受けたのに、チップ化しないで、牧場主丙に売却することは、解体業者すなわち委託者甲の「委託の趣旨」に反しないか。

乙は、甲の承諾なく、勝手に丙に売ってもよいか。乙・丙間の売買契約は、違法ではないか。

② 乙・丙間の売買契約は、廃棄物処理法14条12項に違反しないか。

#### 処理法14条12項

『14条第1項の許可を受けた者（産業廃棄物収集運搬業者）又は第6項の許可を受けた者（産業廃棄物処分業者）は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集

若しくは運搬又は処分を行わなければならない。』

- ③ 乙は、チップ化処理の委託を受けたのに、チップ化処理せずに丙に売り渡すのは、禁止されている「再委託」に当たらないか。
- ④ 乙と丙は、マニフェストにはどのように記載して、甲に返還するか。

#### 【問題点 ①・②】

《答》 問題点の①と②は、密接に関係するので、まとめて解説する。

1 甲・乙間の委託契約に基づけば、乙が勝手に売却することは、委託の趣旨に反することは間違いない。だから、乙は甲の承諾を得てから丙に売却すべきである。

なぜかというと、乙が、処理をせずに、勝手に丙に売却することは、委託者甲の契約上の義務に違反することになり、それは債務不履行となるからであり、また甲には、排出事業者としての責任上、「木くず」としての丸太が、いつ、どう処理されたかを知る権利と義務があるから、乙は甲の知る権利と義務に応えなければならないからである。

そのため、一般的な回答としては、もし乙が丙に売却したければ、原則として事前に、甲に対し、『丙から、廃棄物としての丸太を牛舎の新設や補修のためなどに使いたいので、未処理のままで売っていただきたい、チップにしてはもったいないという要望を受けていること』を通知して、甲から売却してもよいとの承諾を得てから売買契約を結ぶべきである。

2 もし中間処理業者乙が、委託者甲の承諾を得ないで丙に売ってしまった場合、その売買契約は、処理法上は違法ではないか。

《答》 処理法上は適法である。

私は、乙が甲の承諾なくして丙に売却したとしても、乙・丙間の売買契約は、処理法上は適法だと解する。

民法上では債務不履行があるとか、事前の了解を得てから売却すべき義務の違反があるとしても、それが廃棄物処理法上も違法となるものではないということ。

その理由は、以下のとおり。

- (1) 乙が未処理のままで丸太を丙に売り渡したとしても、中間処理業者としての責任として、廃棄物処理法上は違法とはいえない。
- (2) 処理法14条12項に【産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の処分を行わなければならない】という規定があるが、この規定は、処分業者の処分義務を課した規定ではなく、処分業者が処分するときの処理基準の遵守を義務化したものであること。だから処分をしない資源物・有価物として売却しても、それだけで直ちに、制裁を課されることにはならず、罰則もない。従って、乙が甲から委託された廃棄物としての丸太を丙に売却しても、この規定の違反にはならない。
- (3) 中間処理業者は、常に、廃棄物の再資源化・有効利用を心掛け、減量化や排出抑制に努める義務があり、廃棄物としての丸太を牛舎の新設や補修のためなどに使うのは、最良の有効利用であり、廃棄物としての処理よりも資源化としての利用の方

が先行するから、そのような利用をしたいという牧場主丙に売却することは、廃棄物処理法の第1条や第3条第2項の規定に従った行動であり、また循環型社会形成推進基本法や環境基本法の勧める行為であり、なんら違法ではないこと。

(4) さらに、解体業者甲の委託契約上のチップ化処理の“要求の強度”ないし“必要性”についていと、甲は、何がなんでもチップ化を要求しているものではないことである。

甲にはチップ化の必要性など、まずないといつてもよい。甲にとっては、チップ化は、適正処理の一つであり、必ずしもチップ化にこだわっているものではない。

なぜかといふと、甲はチップ化しても、自らそのチップを使うことは全然ないからである。甲は自分の解体事業においてチップを利用してはいないし、乙に対して、チップにした後、全部又は一定割合を自分に使わせてくれという要望もない。

(5) 甲の承諾なくして乙が勝手に丸太を丙に売る契約は、乙が甲の信頼を裏切る債務不履行となるという非難も確かにあり、委託者甲は、排出事業者の責任として、自分が委託した産業廃棄物が、いつごろ、どのように処分されたか知る権利と義務があるのに、甲の事前の承諾がない売買契約は、甲の知る権利と義務を害することになるという非難などが考えられるが、これらの非難は、産業廃棄物の処理の委託、つまり甲と乙間の売買についていべきことであり、本売買は、乙から丙への丸太の売却であり、廃棄物を、廃棄物以上に価値のある再資源化としての売買であるので、処理法の適用はないこと。従って、処理法違反にはならない。

それに、もともと甲は、丸太など解体した廃材を、不要物=廃棄物の処分の委託として乙方に持ち込んだのであるから、丸太の所有権も放棄しているのである。民法上も廃棄物処理法上も、それほど強がりを言うほどの立場にはないのである。

「委託の趣旨に反する」という非難も、言葉としては強く響くが、内実はそれほど強い非難とはいえない。

また、乙が仮に廃棄物処理法違反だとすると、何条違反になるか。違反の規定が見いだせない。上記の14条12項ぐらいが浮かぶが、それにも該当しないことは上述のとおりである。

(6) 本事案で乙の売却に少々責任を感じられるとすれば、それは、廃棄物処理法違反ではなく、民事上の責任である。

つまり、乙は甲からは処理費を貰いながら、チップ化はしないで甲に秘して丸太を売却して、その代金を独り占めにすることは許されないと、甲から立腹され、丸太の売却代金から相当額を支払へとの民事上の請求を受けるだろう。

**【問題点 ③】** チップ化の委託を受けて処理費をもらう約束をしながらチップ化処理せずに乙が丙に売り渡すことは、禁止されている「再委託」に当たり、違法ではないか。

《答》 違法な「再委託」には当たらない。

まず、乙が甲に承諾を得て売却するなら、全然当たらない。

では、乙が甲の承諾を得ずに勝手に丙に売却してしまったら、どうか。

「再委託の禁止」は、廃棄物の処理についての制限であり、乙・丙間の本売買は、有価物としての売買だから、廃棄物処理法の規制を受けない。

これに対して、乙が「未処理のままで」丙に売却することは、廃棄物を丙に移動することとなり、丙において丸太を適正に使用すれば救われるが、もし、一部だけ使って、残りを山積みにして放置するようなことがあれば、廃棄物（丸太）の処理の再委託をしたものとの非難があり得る。

しかしながら、牧場主丙が丸太を引き取って後、牛舎の新設や補修に、一度に全部を使わなければならぬものではなく、余る場合もあるだろうし、その場合は、保管しておいて、次の補修工事で使う場合もあるだろうから、丙の丸太の資源化（再使用）の一環として、理解すべきである。

従って、丙の丸太の使い方の如何は、この事案では問題にならない。

**【問題点 ④】** 乙と丙は、マニフェストにはどのように記載して、甲に返還するか。

《答》

設問では、解体業者甲が中間処理業乙に丸太（全体の8割）と、その他の木くず（2割）を持ち込んだということである。そのため、産業廃棄物の処理の委託であるから、解体業者甲はB1票以下のマニフェストを発行して処分業者乙に持参したはずであるから、B1票・B2票・C1票・C2票、D票・E票も含まれており、乙はそれらのマニフェストを受け取ったはずである。

設問の場合、収集運搬業者は関与していないので、乙の甲に対するB2票の送付は不要である。ただ排出事業者である解体業者甲は、収集運搬業者も兼ねていると考えて、乙に対してB2票も送付してくれといわれれば、乙は、建築廃材全量について受領したことを記載して、B2票を甲に送付すればよい。

そして、処分業者乙は、受取った建築廃材のうち、「丸太」は全体の8割で売却すみ、「木くず」は2割、これをチップ化処理したとして、まず、チップ化処理が終了したことの報告としてのC2票を作成して、本来は収集運搬業者に送るもの、今回は直接搬入してきた解体業者甲に送る。

また乙は、チップ処理が終了したことの報告のためのD票を処分業者としての自分の立場で作成し、またチップが完全に有効利用されたことの最終処分の報告の意味で、最終処分業者の立場で、E票に記載して、甲に送る。

また、丸太の売却の件では、木くずのチップ化処理で発行するD票とE票のそれぞれの適切な空白部分に、丸太（8割）を資源物として売却処分した旨を記載することである。

そうすると、2割の木くずのチップ化処理と8割の丸太の有価物売却が1通のD票とE票で同時に報告されるので、便利である。

なお牧場主丙は、丸太ばかりを資源物として買取ったので、廃棄物の処理業者ではないので、マニフェストは回付されない。

## 事務局だより

当協会は委員会、部会合わせて10の活動組織があり、いずれも活発な活動を行っている。今回、収集運搬委員会と中間処理委員会が、昨年8月と10月実施した「異物混入の実態に関するアンケート調査」に触れる。調査項目は、異物混入発生の有無から事故事例、混入原因、混入をなくすために現在採っている対策等々、多岐にわたっている。

改めて、アンケート結果全体を俯瞰してみると、顧客の「分別の不徹底」や「受託事業者に対する廃棄物の性状等の情報提供の不足」等、顧客のコンプライアンスに係る基本的な姿勢への問い合わせが非常に多い。また一方では、受取る側の「顧客に対する異物混入防止の周知不足」、「相互の情報交換不足」等、受取る側の啓発不足も認識されている。

ここでの明示は避けるが、収集運搬、中間処理双方の過程において相当高い異物混入率となっている。アンケートの行間からは、こうした実態を改善するため、多くの会員企業が、顧客への注意喚起の通知や異物混入写真付きの改善報告、発見

した場合は持ち帰りのお願い、営業部門による顧客巡回、契約時における受入基準の説明等々、懸命な啓発活動に腐心していることがよく伝わってくる。なかには、「異物混入は根本的にはならないのでは」といった悲壮的な意見さえ窺われる。

アンケート結果から確実に言えることは、最早、個別会員企業の取組だけでは、十分な効果を期待しえないという側面が示唆されていることである。

くしくも、去る6月26日、東京都環境局産業廃棄物対策課と収集運搬委員会と中間処理委員会の代表による異物混入防止対策に係る意見交換会が開催された。意見交換会では、行政による排出指導の強化や異物混入防止のためのリーフレット作成・配付などについての意見が出された。都からは、異物混入に係る地域別の特性に係る情報提供依頼や計画的な排出指導により排出者責任の醸成が進みつつあるといった情報提供があった。

今回は、1時間という短い時間ではあったが、テーマを絞っての行政と当協会の忌憚のない貴重な意見交換になった。是非、次につなげていきたい。

(横手)

## 編集後記

はっきりしない天候が続いています。気温、湿度の変化が激しい初夏を迎えてます。体調の維持管理、局地的な降雨に対する防災に万全を期して頂ければ、幸いです。近年、自然環境の変化が激しい状況が続いています。前にも書きましたが、予測が難しい事柄が多くなっていますが、知恵を絞って対応して下さい。

協会も上部団体の連合会も年度当初の催しが滞りなく終了し、例年通りの通常業務が本格的に動き出しました。協会では各委員会、部会長に対しての委嘱も完了し、それぞれの活動が開始となっています。総会において、正会員数の報告がなされたところですが、協会の財政状況を考えた時、その増強を早急に行わなくてはなりません。その

ため、協会の活動が会員の皆様にとって魅力のあるものにしなくてはなりません。その中心は委員会、部会活動です。それぞれが吟味された企画を練っているところです。

サッカーワールドカップの日本の戦いは早い段階で終結となりました。しかし、勝ち残った国の代表たちの技術、戦術そして精神面については常識を超えたものが多いような気がします。どのような世界でも共通する事柄は、新規性とそれを実践する精神力が必要ということでしょうか。

国立競技場の解体工事も開始となったと報道されていました。2020年に向かって、完全なる循環社会の構築へ積極的に参加して下さい。

(乙顔)

とうきょうさんぱい 2014 第287号

発行人 高橋俊美  
企画・編集 広報委員会  
発行所 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13  
柿沼ビル7F

TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592  
<http://www.tosankyo.or.jp/>  
E-mail: [info@tosankyo.or.jp](mailto:info@tosankyo.or.jp)

印刷 印刷皆川美術印刷株式会社

## 入会のご案内

### ～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業等と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

#### ◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出していただくことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。



一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F  
TEL(03)5283-5455 FAX(03)5283-5592  
<http://www.tosankyo.or.jp/>

# 廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去  
→成型→仕上

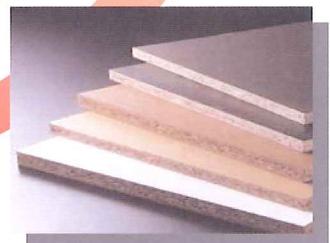


不要となった  
E・V・Aボードは  
再び原材料として使用

## 東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム

置き床・家具等  
に使用

パーティクルボード  
「E・V・Aボード」



## 廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え方で直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？

私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。

そして共にCO<sub>2</sub>削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！

木々に永遠の命を与える…それが東京ボードグループの使命です！！

東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137

新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジー株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667



私は  
地球温暖化防止に  
全力で取り組みます